

介護保険料が変わります

令和6年度から65歳以上の人の介護保険料が変更になります。

町では、65歳以上の人の介護保険料について、3年毎に見直しを実施しております。見直しに当たっては、サービスを利用する人数、サービス量などの見込みから、介護保険の運営に必要な費用総額のおおむね23%を65歳以上の人数で割ることで、一人当たりの保険料を算出しています。

近年、費用が増加傾向にあることから、介護保険料は、基準額である所得段階「第5段階」の人で、年額73,200円(月額6,100円)になります。また、所得に応じた段階を第9段階から第13段階に変更します。

介護保険は、皆さんと社会全体で支えている制度であり、保険料を出し合い、介護を必要とする人がサービスを利用できる仕組みとなっています。皆さんから納めていただいた介護保険料は、主に雄武町内にある介護施設(介護老人福祉施設雄愛園、介護老人保健施設ハマナス)の介護サービス費にあてるほか、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの介護サービス費にあてます。

なお、令和6年度の介護保険料通知書については、6月中旬に送付予定ですので、ご確認ください。

所得段階	対象者	令和6年度からの保険料		令和3年度から5年度の保険料	
		調整率	年額保険料	所得段階	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.285	20,800円	第1段階	18,700円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.485	35,400円	第2段階	31,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の人で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.685	50,100円	第3段階	43,600円
第4段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	65,800円	第4段階	56,100円
第5段階(基準額)	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×1.0	73,200円	第5段階(基準額)	62,400円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	87,800円	第6段階	74,800円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	95,100円	第7段階	81,100円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	109,800円	第8段階	93,600円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	124,400円	第9段階	106,000円
新設 第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	139,000円		
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	153,700円		
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	168,300円		
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	175,600円		

※保険料については、第1号被保険者(65歳以上の人)の所得や世帯の課税・非課税の状況に応じて計算します。

※合計所得金額とは、総所得金額等の各種繰越控除前の金額のことを指します。

※年額保険料は、月額基準額(6,100円)に調整率を掛けた月額保険料の小数点を切り捨てし、月額保険料を12倍したのちに、100円未満の端数を切り捨てたものとしています。

町地域福祉課保険給付係

国民健康保険税が変わります

～税率の改正・賦課限度額の引き上げ～

改正1 税率の改正

税率改正の背景

国民健康保険制度は、北海道が財政運営の責任主体となり、市町村と協力して制度を運営しています。北海道が医療費を全額補填する代わりに、市町村は北海道に事業費納付金を納付することになり、事業費納付金に必要な財源は国民健康保険税になります。

北海道においては国の方針などに基づき、**令和12年度から統一保険税(全道どこに住んでいても同じ世帯構成であれば保険税は同額)**の運営方針が出されており、事業費納付金を納付するために保険税率などを令和12年度までに見直しを行うものであり、毎年度改正する予定です。

また、資産割は令和8年度から廃止になります。

改正内容		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療保険分	所得割	5%	5.5%	6%	6.5%
	資産割	30%	20%	10%	—
	均等割	2万6千円	2万6千円	2万7千円	2万8千円
	平等割	2万7千円	2万7千円	2万8千円	2万9千円
後期高齢者支援分	所得割	1.6%	2%	2.5%	2.5%
	資産割	10%	6%	3%	—
	均等割	9千円	9千円	9千円	9千円
	平等割	8千円	8千円	9千円	9千円
介護保険分 40～64歳のみ	所得割	1%	1%	1.5%	2%
	資産割	—	—	—	—
	均等割	1万円	1万円	1万円	1万円
	平等割	8千円	8千円	8千円	8千円

改正2 賦課限度額の引き上げ

国民健康保険税における負担の適正化を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、賦課限度額を引き上げます。

区分	限度額引き上げ前	限度額引き上げ後	増減額
医療保険分	65万円	65万円	変更なし
後期高齢者支援分	22万円	24万円	2万円増
介護保険分	17万円	17万円	変更なし

町地域福祉課保険給付係